



第 4 1 号
平成 31 年 2 月

みちのく 漁船かわら版



家族・仲間の願いは
無事の帰港！

ライフジャケットは命を守る！

平成30年2月1日以降、20トン未満の小型船舶（漁船）の船
室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケット
を着用させることが、船長の義務になりました！

第二管区海上保安本部 海の安全推進室

宮城県塩釜市貞山通3-4-1
(代表) 022-363-0111
(直通) 022-365-9609

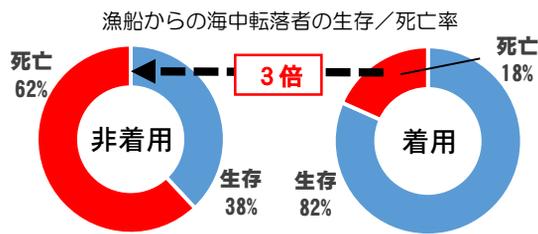
🔍 漁船かわら版 検索

みちのく漁船かわら版URL>>> <https://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/kawaraban/>

船室外甲板上での救命胴衣着用義務

ライフジャケットが命を守る

漁船でのライフジャケット非着用者の海中転落時の死亡率は、着用者の3倍となっており、ライフジャケットの着用は命を守るために必要不可欠なものです！



ライフジャケットの種類

- TYPE Aはすべての小型船舶に使用が認められるオールラウンドなものです。
- TYPE D、F、Gは航行区域や船舶の特性により使用が認められています。

	TYPE A	TYPE D	TYPE F	TYPE G
船舶の種類	すべての小型船舶	・沿岸区域 ・二時間以内限定沿海 ・平水区域	・TYPE Dの航行区域 ・浮沈性能、キルスイッチ機能、音響信号器具を有する船舶	・平水区域 ・浮沈性能、キルスイッチ機能を有する船舶
胴衣の色	黄色やオレンジ色 (発見されやすい色)	自由な色		
反射材・笛	有		無	
形状例				

- ライフジャケットの内側には、国が安全性を確認した証の桜マーク、タイプなどの表示があります。
- 着用義務の対象となる場合、原則として、“桜マーク”のあるライフジャケットを着用しなければなりません。



※船員法が適用される漁船において作業を行う場合には、命綱、安全ベルト又は作業用救命衣を使用することが義務付けられています。
 ※船室内にいるなど着用義務の適用除外があり、除外対象とするには様々な要件があります。詳しくは国土交通省ホームページをご確認ください。

違反すると処分があります！

- 違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。
- 5点以上で免許停止の対象となります。



※違反点数の付与は、平成34年2月1日から開始されます。

H31 東北地方 漁船事故発生状況 (1月末現在)

青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
1隻	2隻	0隻	0隻	0隻	0隻

死者数：0人